

第9回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 15番, 16番)

開催期日 令和3年3月30日

第9回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年3月30日(火) 午後4時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上 島 宣 和

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也
2 番 塚 本 政 紀
3 番 寺 雅 彦
4 番 川 崎 浩 彦
5 番 藤 田 淳
6 番 山 本 強
7 番 小 暮 滝 弘
8 番 笹 谷 和 広
9 番 田 村 賢 治

10 番 長谷川 誠
11 番 平 田 善 治
12 番 中 島 武 博
13 番 田 村 俊 彦
15 番 桂 一 照
16 番 鈴 木 正 志
17 番 鳥 村 正 行
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

14 番 大 畠 政 勝

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉 川 道 也
〃	事務局 主幹	上 島 宣 和
〃	事務局 員	中 川 圭 太
〃	事務局 員	山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 15号	農地のあっせん成立について
5	報告第 16号	令和2年度農地部会活動報告及び令和3年度活動計画について
6	報告第 17号	令和2年度農政部会活動報告及び令和3年度活動計画について
7	報告第 18号	令和2年度運営委員会活動報告及び令和3年度活動計画について
8	議案第 38号	農地法第18条第6項の規定による通知について
9	議案第 39号	農地法第3条の規定による許可申請について
10	議案第 40号	農用地利用集積計画（案）について
11	議案第 41号	農地のあっせんについて
12		農業団体等報告事項

（局 長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第9回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員17名、欠席委員1名、大島委員より所用のため欠席との報告をいただいております。

栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会 長）

3月の気温が例年より高い気温が続き、昨年より多い積雪も解けて春を間近に感じております。委員の皆さんにおかれましては、春作業に気持ちも向っていることと思います。

何かにつけて、農業委員の皆さんは、委員の職務はもとより、農業経営、農作業、ほ場管理においても適切に努めなければならないと感じております。昨年の秋からは今年の春にかけて色々と案件があった中で、農業委員が受け手となる内容もありました。これからも同様の事案が出てくるとは思いますが、公平・公正な運用が求められることから、一番の受け手となる事案があれば、隣接する地区の農業委員にお願いした中で、農地の権利移動にあたるのが本当でないかと思ひます。今後この観点に立って進めてもらいたい。

それでは早速、総会を進めていきたいと思ひます。

（議 長）

日程1 会議録署名委員についてですが、15番桂委員、16番鈴木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程２ 会期の決定でございますが本日１日でよろしいでしょうか。（ハイの声）
ハイという声がありましたので、本日１日といたします。

日程３ 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

（局 長）

会務報告のページをお開きください。２月２５日、第３回農政部会及び第３回農地部会を開催しております。３月２日～１９日、令和３年第３回栗山町議会定例会が開催され、吉田会長が出席しております。１２日、第３回運営委員会を開催しております。１９日、栗山町青年農業賞表彰式が開催され、吉田会長が出席しております。２２日、令和２年度第Ⅱ期南空知農業委員会連絡協議会が南幌町にて開催され、吉田会長が出席しております。以上です。

（議 長）

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。（質疑なしの声）なければ次に進みたいと思います。

日程４ 報告第１５号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

（事務局）

報告第１５号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は９件でございます。

番号１ 申出者 栗山町字〇〇 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇160 番地 9 〇〇〇〇
対象農地所在 〇〇153 番地 8 地目につきましては 公簿、現況ともに雑種地 面積 885
㎡他 3 筆 田 2 筆 6,821 ㎡ 雑種地 2 筆 886.52 ㎡ 合計 4 筆 7,707.52 ㎡でございます。
成立年月日 令和３年３月８日 売買価格 １０a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地
〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。
あっせん委員は、長尾委員・川崎委員でございます。

番号２ 申出者 栗山町字〇〇 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇803 番地 〇〇〇〇
対象農地所在 字〇〇1017 番地 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積 22,535
㎡外 2 筆 田 3 筆 58,647 ㎡ 合計 3 筆 58,647 ㎡でございます。成立年月日 令和３年３
月８日 売買価格 １０a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対
価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員・川崎委員でございます。

番号３ 申出者 栗山町字〇〇566 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇422 番地 1
〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇565 番地 1 地目につきましては 公簿現況ともに田 面

積 19,994 m²外 1 筆 畑 1 筆 1,484 m² 合計 2 筆 21,478 m²でございます。成立年月日 令和 3 年 3 月 8 日 売買価格 10 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、山本委員でございます。

番号 4 申出者 栗山町字〇〇168 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇16 番地 3 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇99 番地 1 地目につきましては 公簿 畑、現況 田 面積 2,997 m²外 13 筆 田 13 筆 20,907.80 m² 雑種地 1 筆 9.17 m² 合計 14 筆 20,916.97 m²でございます。成立年月日 令和 3 年 3 月 16 日 売買価格 10 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村俊彦委員、長尾委員でございます。

番号 5 申出者 〇〇市〇〇〇7 丁目 3 番 7-407 号 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇241 番地 7 〇〇〇〇外 1 名 対象農地所在 字〇〇81 番地 1 地目につきましては 公簿 田、現況 雑種地 面積 1,344 m²外 4 筆 畑 2 筆 6,303 m²、雑種地 3 筆 4,863 m² 合計 5 筆 11,166 m²でございます。成立年月日 令和 3 年 3 月 18 日 売買価格 10 a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、川崎委員・小暮委員でございます。

番号 6 申出者 〇〇市〇〇〇7 丁目 3 番 7-407 号 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇36 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇89 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積 8,084 m² 1 筆でございます。成立年月日 令和 3 年 3 月 18 日 売買価格 10 a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、川崎委員・小暮委員でございます。

番号 7 申出者 〇〇市〇〇区〇〇条東 6 丁目 2 番 17 号 〇〇〇〇 相手方 栗山町字 〇〇〇241 番地 7 〇〇〇〇外 1 名 対象農地所在 字〇〇〇80 番地 1 の内 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積 4,647 m²外 1 筆 畑 1 筆 4,647 m²、雑種地 1 筆 2,000 m² 合計 2 筆 6,647 m²でございます。成立年月日 令和 3 年 3 月 18 日 売買価格 10 a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、川崎委員・小暮委員でございます。

番号 8 申出者 〇〇市〇〇区〇〇条東 6 丁目 2 番 17 号 〇〇〇〇 相手方 栗山町字 〇〇36 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇88 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積 4,647 m²外 9 筆 田 6 筆 13,743 m² 畑 3 筆 5,017 m² 雑種地 1 筆 760 m² 合計 10 筆 19,520 m²でございます。成立年月日 令和 3 年 3 月 18 日 売買価格 10 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円、雑種地 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、川崎委員・小暮委員でございます。

番号9 申出者 栗山町字〇〇454番地1 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇36番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇305 番地 10 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積4,235 m²外 21筆 田 21筆 47,580.08 m² 用悪水路 1筆 206 m² 合計 22筆 47,786.08 m²でございます。成立年月日 令和3年3月18日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、用悪水路 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、川崎委員・吉田委員でございます。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第16号「令和2年度農地部会活動報告及び令和3年度活動計画について」農地部会より報告を求めます。

(10番 長谷川農地部会長)

報告第16号 令和3年3月30日 農業委員会 会長 吉田寿栄 様 農業委員会 農地部会部会長 長谷川 誠 令和2年3月30日 第33回農業委員会総会において報告いたしました農地部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第1回 令和2年9月29日 農地パトロールの実施について、第2回 令和2年12月23日 農地パトロールの実施結果について、農地利用意向調査について、第3回 令和3年2月25日 令和2年度活動報告及び令和3年度活動計画について 2. 活動結果については別紙のとおりとなります。

令和2年度 農地部会活動報告 1. 農地流動化意向調査の実施 ・農地流動化の意向調査について、一般財団法人 栗山町農業振興公社との連名で2月に実施した。2. 遊休農地(耕作放棄地)解消対策の実施 ・第1回農地部会にて「農地パトロール(利用状況調査)」の実施内容及び日程協議の結果に基づき、10月7日から9日の3日間にわたり農地パトロール(利用状況調査)について現地調査を行い、地区担当農業委員と事務局により指導対象農地(遊休農地)の区分を行った。3. 農地パトロール(違反転用・不法投棄) ・2の「利用状況調査」と併せ、農地パトロールとして無断転用及び不法投棄等の調査を実施した。4. 農地の利用調整、あっせん活動の推進 ・農地の利用調整については、農地の賃貸借を中心に継続・新規ともスムーズに行われた。あっせん活動についても、特に問題なく処理された。

令和３年度 農地部会活動計画 １．農地流動化意向調査の実施 ２．遊休農地解消対策の実施 ３．農地パトロール（違反転用・不法投棄） ４．農地の利用調整、あっせん活動の推進 <両部会共通事項> □一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携 □新規就農支援活動 □農業者年金の新規加入促進 □担当地区農家との情報交換及び相談業務 □全国農業新聞の普及活動 となっております。

（議長）

ありがとうございます。只今、農地部会より令和２年度の活動報告、令和３年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。（質疑なしの声）

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程６ 報告第１７号「令和２年度農政部会活動報告及び令和３年度活動計画について」農政部会より報告をお願いします。

（８番 笹谷農政部会長）

報告第１７号 令和３年３月３０日 農業委員会 会長 吉田 寿栄 様 農業委員会 農政部会 部会長 笹谷 和広 令和２年３月３０日 第３３回農業委員会総会において報告いたしました農政部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。１．審査年月日 第１回 令和２年７月２０日 農産物作況調査（視察）の実施について 第２回 令和２年１０月２２日 新規就農認定について 第３回 令和３年２月２５日 令和２年度活動報告及び令和３年度活動計画について ２．活動結果 別紙のとおりとなります。

令和２年度 農政部会活動報告 １．担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ体制の充実強化 ・一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携により、新規就農研修者及び研修受入先の状況を把握するとともに各地域内での調整に努めた。・１０月２９日開催の第２回部会において、新規就農者である〇〇〇〇／〇〇さん夫妻との面談を行い就農認定した。２．農業者の意向把握と認定農業者の掘り起こし活動 ・２月に一般財団法人 栗山町農業振興公社と連名による「栗山町農地利用意向調査」を実施した。３．農作物作況視察の実施 ・８月５日 水稻（普及センター試験圃場）、施設園芸（〇〇〇〇氏圃場）の視察を行った。４．各種農業施策の研修 ・１１月２７日 岩見沢市で開催された南空知農業委員会協議会新任委員研修会へ参加した。５．その他農政活動に関すること ・１１月１１日～２０日 一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携により「農業者等との意見交換会」を町内２０箇所を実施した。

令和３年度 農政部会活動計画 １．担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ体制の充実強化 ２．農業者の意向把握と認定農業者（地域の担い手）の掘り起こし活動

3. 農業施策に関する関係機関への陳情要請活動 4. 農作物作況視察の実施 5. 各種農業施策の研修 6. その他農政活動に関すること また、両部会共通事項については農地部会と同様となります。

(議長)

ありがとうございます。只今、農政部会より令和2年度の活動報告、令和3年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程7 報告第18号「令和2年度運営委員会活動報告及び令和3年度活動計画について」運営委員会より報告をお願いします。

(5番 藤田運営委員長)

報告第18号 令和3年3月30日 農業委員会 会長 吉田 寿栄 様 農業委員会運営委員会委員長 藤田 淳 令和2年3月30日 第33回農業委員会総会において報告いたしました運営委員会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第1回 令和2年7月20日 ・委員の担当地区について ・研修視察について、第2回 令和2年8月27日 ・研修視察の中止について ・由仁町合同研修会について ・新・農業人フェアへの委員の派遣について、第3回 令和3年3月12日 ・令和2年度活動報告及び令和3年度活動計画について・令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について・令和3年度農業委員会総会日程について ・令和3年度農業委員会視察研修について 2. 活動結果は別紙のとおりとなります。

令和2年度 運営委員会活動報告 1. 農業委員会研修の開催・由仁町農業委員会合同研修会が10月29日に開催され、16名が参加した。・南空知農業委員会協議会新任委員研修会が11月27日に「岩見沢市」において開催され、5名が参加した。 2. 農業関係団体等との情報交換・栗山町農業振興公社との連携により農業者等との意見交換会を11月11日～20日に町内20箇所で開催し、各地区担当委員が参加した。3. 農業委員会の運営・令和2年4月～令和3年3月までの間に12回の農業委員会総会を開催した。

令和3年度 運営委員会活動計画 1. 農業委員会研修の開催 2. 農業関係団体等との情報交換の強化 3. 農業委員会の運営 4. 「農業経営基盤強化促進基本構想」における利用権設定等促進事業の研究となっております。

(議長)

ありがとうございます。只今、運営委員会より令和2年度の活動報告、令和3年度の活動

計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 8 議案第 38 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 38 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 5 件でございます。

番号 1 所在 字〇〇458 番地 33 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積 827 m²外 19 筆 田 13 筆 18,354 m² 畑 7 筆 55,076 m² 合計 20 筆 73,430 m²でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 27 年 2 月 27 日 契約期間 平成 27 年 2 月 27 日から令和 7 年 1 月 30 日 解約通知日 令和 3 年 2 月 19 日 通知者 賃貸人 〇〇市 2 条 13 番 19 号 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇461 番地 1 〇〇〇〇でございます。

番号 2 所在 字〇〇396 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積 22,702 m²外 4 筆 田 3 筆 10,180 m² 畑 2 筆 33,426 m² 合計 5 筆 43,606 m²でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 31 年 1 月 31 日 契約期間 平成 31 年 1 月 31 日から令和 10 年 1 月 30 日 解約通知日 令和 3 年 3 月 12 日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇164 番地 17 〇〇〇〇外 3 名 賃借人 栗山町字〇〇478 番地 32 〇〇〇〇でございます。

番号 3 所在 字〇〇270 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積 1,801 m² 合計 1 筆 1,801 m²でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成 26 年 12 月 30 日 契約期間 平成 26 年 12 月 30 日から令和 7 年 1 月 30 日 解約通知日 令和 3 年 3 月 18 日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇107 番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇40 番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇でございます。

番号 4 所在 字〇〇298 番地 3 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積 9,919 m²外 2 筆 全筆畑で合計 3 筆 20,017 m²でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和 2 年 7 月 21 日 契約期間 令和 2 年 7 月 21 日から令和 7 年 6 月 30 日 解約通知日 令和 3 年 3 月 22 日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇252 番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇153 番地 13 〇〇〇〇でございます。

番号5 所在 字〇〇662 番地3 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積1,403㎡外1筆 田1筆1,403㎡ 畑1筆1,679㎡ 合計2筆3,082㎡でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成24年3月30日 契約期間 平成24年3月30日から令和4年11月30日 解約通知日 令和3年3月19日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇663 番地1 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇248 番地8 〇〇〇〇でございます。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりましたので、整理番号順に審議したいと思います。

それでは、番号1について審議したいと思います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号1は原案どおり決定いたします。

番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号2は原案どおり決定いたします。

番号3について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号3について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号3は原案どおり決定いたします。

番号4について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号4について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号4は原案どおり決定いたします。

番号5について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号5について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号5は原案どおり決定いたします。

日程9 議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転(贈与)による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は1

件でございます。

番号1 所在 字〇〇305 番地 13 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積 15,502 m²外 2 筆、全筆田で合計 3 筆 23,254 m²でございます。譲渡人 〇〇市〇〇2 丁目 2 番 3 号 〇〇〇〇 摘要といたしまして 今後耕作する予定がない事から申請地を譲渡したい。譲受人 栗山町字〇〇305 番地 69 〇〇〇〇外 1 名 摘要といたしまして 経営規模の拡大及び安定を図るため、申請地の譲渡を受けたいとなっております。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(4 番 川崎)

番号1 につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんにつきましては、今後耕作する予定がないため、〇〇〇〇さんへ譲渡するものであり、問題ないと思います。

(議 長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 3 9 号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 3 9 号については原案どおり決定いたします。

日程 1 0 議案第 4 0 号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 4 0 号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借 5 件、所有権移転 1 2 件の計 1 7 件であります。

整理番号 2 賃 130-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇49 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇45 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 2 月 2 2 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇45 番地 2 の内 現況地目 田 面積 5,600 m²外 1 筆 全筆田 合計 2 筆 6,014 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 3 年 3 月 3 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日の 4 年 8 カ月となっております。借賃につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇 〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 1 月 3 0 日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。

す。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・玉葱で、構成員は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も300日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所131-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○5条○6丁目1番23 公益財団法人 ○○○○ 理事長 ○○○○ 所有権を移転する者 栗山町字○○ ○○○○ 申出年月日 令和3年3月12日 所有権を移転する土地 所在 字○○280番地1 現況地目 田 面積19,966㎡外3筆 全筆田 合計4筆64,687㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3年3月31日 対価につきましては 10aあたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じ千円未満を切り捨て、手数料と消費税を差し引きまして 合計 ○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定口座に振込むものとなっております。

整理番号2所132-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○5条○6丁目1番23 公益財団法人 ○○○○ 理事長 ○○○○ 所有権を移転する者 栗山町○○ 4丁目25番地10 ○○○○ 申出年月日 令和3年3月12日 所有権を移転する土地 所在 字○○213番地1 現況地目 田 面積19,146㎡外1筆 全筆田 合計2筆27,472㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3年3月31日 対価につきましては 10aあたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じ千円未満を切り捨て、手数料と消費税を差し引きまして 合計 ○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定口座に振込むものとなっております。

整理番号2所133-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○160番地9 ○○○○ 所有権を移転する者 栗山町字○○ ○○○○ 申出年月日 令和3年3月8日 所有権を移転する土地 所在 字○○153番地8 現況地目 雑種地 面積885㎡外3筆 田2筆6,821㎡ 雑種地2筆886.52㎡ 計4筆7,707.52㎡ 利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3年3月31日 対価につきましては 10aあたり 田 ○○○○○○円 雑種地 ○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして合計 ○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年9月30日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所133-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○803番地 ○○○○ 所有権を移転する者 栗山町字○○ ○○○○ 申出年月日 令和3年3月8日 所有権を移転する土地 所在 字○○1017番地 現況地目 田 面積22,535㎡外2筆 全筆田 合計3筆58,647㎡ 利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3年3月31日 対価につきましては 10aあたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じ

まして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年9月30日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男3人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所134-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇422番地1 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇566番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年3月8日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇565番地1 現況地目 田 面積19,994㎡外1筆 田1筆19,994㎡ 畑1筆1,484㎡ 合計2筆21,478㎡ 利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3年3月31日 対価につきましては10aあたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては令和3年9月30日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所135-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇16番地3 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇168番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年3月16日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇99番地1 現況地目 田 面積2,997㎡外13筆 田13筆20,907.80㎡ 雑種地1筆9.17㎡ 合計14筆20,916.97㎡ 利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3年3月31日 対価につきましては10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年9月30日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃136-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇341番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇〇4丁目9番11号 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年3月22日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇234番地46 現況地目 畑 面積2,312㎡外11筆 全筆畑 合計12筆36,571.11㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和3年3月31日から令和3年11月30日の8カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・大豆・種子馬鈴薯で、

構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所137-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇241番地7 〇〇〇〇外1名 所有権を移転する者 〇〇市〇〇〇7丁目3番7-407号 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年3月18日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇81番地1 現況地目 雑種地 面積1,344㎡外4筆 畑2筆6,303㎡ 雑種地3筆4,863㎡ 合計5筆11,166㎡ 利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3年3月31日 対価につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年9月30日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は施設園芸で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所137-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇36番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇〇7丁目3番7-407号 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年3月18日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇89番地1 現況地目 畑 面積8,084㎡ 利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3年3月31日 対価につきましては 10aあたり 畑〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年9月30日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も275日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所138-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇241番地7 〇〇〇〇外1名 所有権を移転する者 〇〇市〇〇〇6丁目2番17号 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年3月18日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇80番地1の内 現況地目 畑 面積4,647㎡外1筆 畑1筆4,647㎡ 雑種地1筆2,000㎡ 合計2筆6,647㎡ 利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3年3月31日 対価につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年9月30日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は施設園芸で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え

ます。

整理番号 2 所 138-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇6 丁目 2 番 17 号 〇〇〇〇 〇 申出年月日 令和 3 年 3 月 1 8 日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇88 番地 1 現況地目 畑 面積 4,647 m²外 9 筆 田 6 筆 13,743 m² 畑 3 筆 5,017 m² 雑種地 1 筆 760 m² 合計 10 筆 19,520 m² 利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 3 年 3 月 3 1 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地 〇〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては令和 3 年 9 月 3 0 日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 275 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 所 139-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇454 番地 1 〇〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 3 月 1 8 日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇305 番地 10 現況地目 田 面積 4,235 m²外 21 筆 田 21 筆 47,580.08 m² 用悪水路 1 筆 206 m² 合計 22 筆 47,786.08 m² 利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 3 年 3 月 3 1 日 対価につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円、用悪水路 〇〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和 3 年 9 月 3 0 日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 275 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 140-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇118 番地 1 合同会社 〇〇〇〇 代表社員 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇133 番地 〇〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 3 月 2 2 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇139 番地 1 現況地目 畑 面積 2,115 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 3 年 3 月 3 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日の 4 年 8 カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 1 月 3 0 日までに〇〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・玉葱で、構成員は男 2 人女 0 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 270 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考え

えます。

整理番号 2 賃 141-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇40 番地 有限会社
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇107 番地 〇〇〇
〇 申出年月日 令和3年3月18日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇112 番地 1
現況地目 田 面積611 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃
貸借 期間令和3年3月31日から令和13年11月30日の10年8カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計
〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに
〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況
は、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男9人女0人で地域活動も積極的に参加し、年
間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい
ると考えます。

整理番号2所 142-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇153 番地 13 〇〇〇〇 所
有権を移転する者 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇
〇〇 申出年月日 令和3年3月22日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇298 番地 3
現況地目 畑 面積9,919 m²外2筆 全筆畑 合計3筆 20,017 m² 利用目的 普通畑とし
て利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3年3月31日 対価につきまして
は 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円ござ
います。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に
振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年9月30日
所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、家族構成は男
2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化
促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 143-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇95 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇97 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年3月22日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇295 番地 1 現況地目 田 面積4,980 m²ございま
す。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和3年3月31日から令
和7年11月30日の4年8カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり
田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払
い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっ
ております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・花卉で、家族構
成は男1人女6人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基
盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。賃貸借 5 件・所有権移転 1 2 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。それでは、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号 2 賃 141-1 について審議したいと思います。

整理番号 2 賃 141-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 141-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 141-1 は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席)

これからは、残る 16 件について整理番号順に審議したいと思います。

整理番号 2 賃 130-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 130-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 130-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 131-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 131-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 131-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 132-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 132-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 132-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 133-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 133-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 133-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 133-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 133-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 133-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 134-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 134-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 134-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 135-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 135-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 135-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 136-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 136-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 136-1 原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 137-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 137-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 137-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 137-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 137-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 137-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 138-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 138-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 138-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 138-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 138-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 138-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 139-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 139-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 139-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 140-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 140-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 140-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 142-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 142-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 142-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 143-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 143-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 143-1 は原案どおり決定いたします。

日程 1 1 議案第 4 1 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第 4 1 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は 7 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 ○○市○○13 番 19 号 ○○○○ 申出年月日 令和 3 年 2 月 1 9 日 申出地所在 字○○458 番地 32 地目は公簿、現況ともに雑種地 面積 2,016 m² 外 31 筆 田 13 筆 18,354 m²、畑 8 筆 56,545 m²、雑種地 11 筆 15,329 m² 計 32 筆 90,228 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17 番 鳥村)

○○さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に ○○○○さん、第 2 候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 1 についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員さん塚本委員さんよろしくお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇875 番地1 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年3月2日 申出地所在 字〇〇853 番地 地目は公簿、現況ともに畑 面積 3,125 m²外 1 筆全筆畑 合計 2 筆 4,144 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、塚本委員さん鳥村委員さんよろしくをお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇750 番地1 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年3月2日 申出地所在 字〇〇53 番地7 地目は公簿宅地、現況畑 面積 431.07 m²外 3 筆畑 3 筆 3,645.81 m²、雑種地 1 筆 158 m² 合計 4 筆 3,803.81 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(7番 小暮)

〇〇さんにおかれましては、規模を縮小したく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補

に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、小暮委員さん長尾委員さんよろしくお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町○○164 番地 17 ○○○○外 3 名 申出年月日 令和3年3月12日 申出地所在 字○○396 番地 1 地目は公簿、現況ともに畑 面積 22,702 m²外 6 筆 田 3 筆 10,180 m²、畑 2 筆 33,426 m²、雑種地 2 筆 1,054 m² 合計 7 筆 44,660 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(5 番 藤田)

○○さんにおかれましては、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として山本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

―全員挙手― よって番号4についてはあっせんを可といたしますので、藤田委員さん山本委員さんよろしくお願いします。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 栗山町〇〇76 番地 2 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年3月12日 申出地所在 字〇〇305 番地 15 地目は公簿、現況ともに畑 面積 2,310 m² 外 5 筆 田 3 筆 11,145 m²、畑 3 筆 11,450 m² 計 6 筆 22,595 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 株式会社〇〇〇〇ということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

―全員挙手― よって番号5についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員さん長尾委員さんよろしくお願いします。

(事務局)

番号6 あっせん申出者 栗山町字〇〇107 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年3月18日 申出地所在 字〇〇256 番地 23 地目は公簿、現況ともに雑種地 面積 142 m² 外 1 筆 畑 1 筆 1,801 m²、雑種地 1 筆 142 m² 合計 2 筆 1,943 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(13番 田村俊彦)

〇〇さんにおかれましては、高齢の為、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 有限会社〇〇〇〇、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として山本委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号6について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号6についてはあっせんを可といたしますので、田村俊彦委員さん山本委員さんよろしくをお願いします。

(事務局)

番号7 あっせん申出者 栗山町字〇〇663 番地1 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年3月19日 申出地所在 字〇〇662 番地3 地目は公簿、現況ともに田 面積1,403 m²外1筆 田1筆1,403 m²、畑1筆1,679 m² 合計2筆3,082 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後、耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号7について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号7についてはあっせんを可といたしますので、塚本委員さん鳥村委員さんよろしくお願いします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は4月27日の火曜日 午後6時00分から、現地調査につきましては4月20日の火曜日 午前9時30分から 第1班 寺委員、川崎委員、中島委員、大畠委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後5時15分 終了)